

(様式2)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年1月13日

横浜市契約事務受任者
横浜市下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

管路施設実施設計 管更生工法（内径800mm以上） L=1,160m
管路施設実施設計 特殊マンホール 1個

2 履行（納品）場所

緑区白山一丁目16番から都筑区佐江戸町25番地まで

3 契約日

令和8年1月9日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

5 契約金額

30,360,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川県横浜市中区扇町2-4-2
株式会社協和コンサルタンツ 横浜営業所
所長 発知 雅史

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、令和7年3月18日、国土交通省より下水管路の全国特別重点調査の実施要請を受けました。これに伴い、調査を実施したところ、2において緊急度1と判定された要対策延長を確認しました。当該延長は、その多くが道路下に存置されており、即時的に対応を行わないと市民生活の安全確保に重大な支障が生じる可能性があるため、やむを得ず随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

本市一般競争入札有資格者名簿から、履行が可能な者を選定しました。

9 所管課

下水道河川局下水管路部管路整備課